

豊中市マイナンバーカードオンライン申請補助端末「マイ・アシスト2」貸貸借仕様書

豊中市市民協働部市民課

1. 件 名

豊中市マイナンバーカードオンライン申請補助端末「マイ・アシスト2」貸貸借

2. 業務概要

導入作業及び保守を含むマイナンバーカードオンライン申請補助端末「マイ・アシスト2」の貸貸借

3. 業務の目的

当初、市民課・庄内出張所・新千里出張所では、マイナンバーカード申請促進の一環として、本機器を各1台ずつ導入し、申請補助を実施していたところであったが、近年マイ保険証やマイ免許証制度の開始により日常生活におけるマイナンバーカードの必要性が高まったこと、マイナンバーカードの有効期限到来に伴う更新対象者の増加等の要因により、申請補助サービスの需要が高まっていることから、行政サービスのさらなる向上と窓口の混雑緩和を図ることを目的に、本機器の調達を行うものである。

4. 貸貸借期間

令和8年（2026年）7月1日から令和11年（2029年）6月30日（36カ月）
（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

5. 貸貸借範囲

- （1）機器の貸貸借、設置・導入、保守（「8. 保守業務内容について」のとおり）
- （2）貸貸借満了後の回収及びリサイクル

6. 納品物・納入場所

〔納品物〕

マイナンバーカードオンライン申請補助端末「マイ・アシスト2（3年限定パック）」 4台

※電源コード等の付属品含む

※機器の仕様については次項「7. 機器構成・仕様」のとおり

〔納入場所〕

場所	住所	台数
豊中市役所 市民課 第二庁舎1階 特設会場	豊中市中桜塚3丁目1番1号	2
庄内出張所	豊中市庄内幸町4丁目29番1号	1
新千里出張所	豊中市新千里東町1丁目2番2号	1

7. 機器構成・仕様

7-1. 構成

- ・DNP マイナンバーカードオンライン申請補助端末「マイ・アシスト 2 (3 年限定パック)」(以下、マイ・アシスト 2) の専用タブレット端末 (タブレット PC) ※エプソン社製 EPSON Endeavor JT70 同等品以上
- ・マイ・アシスト 2 専用アプリケーション (以下、専用アプリケーション)
- ・マイ・アシスト 2 定期保守 (3 年間契約)

7-2. 専用アプリケーション機能

- ①タブレット PC に搭載でき、マイナンバーカードの申請補助が可能であること。
- ②マイナンバーカード申請時は、地方自治体からサービス提供事業者へデータ伝送後、サービス提供事業者から申請受付事業者 (J-LIS) へのデータ伝送は申請受付事業者指定の方式/仕様で送付すること。
- ③タブレット端末からサービス提供事業者のサーバーデータを送付する際は、データを暗号化すること。
- ④タブレット PC 内蔵のカメラで個人番号カード交付申請書に記載された QR コードを読み取り、申請書 ID の自動入力ができること。
- ⑤QR コードの読み取りができない場合には、ソフトウェアキーを表示し、個人番号カード交付申請書に記載された申請書 ID を手入力できること。
- ⑥申請書 ID から自治体コードを読み取り、あらかじめ設定した自治体コードが一致するか比較し、異なる場合には画面で知らせること。
- ⑦利用規約 (同意文書) は任意の文章が挿入でき、修正可能な機能を有すること。また、利用規約書はポータル専用サイトからダウンロードすることで容易に挿入可能な機能を有すること。
- ⑧タブレット PC 内蔵のカメラで顔画像を撮影する機能を有し、画面表示の枠線に顔位置を合わせることで容易に適正な顔画像の撮影ができる機能を有すること。
- ⑨シャッターを切る際は、直前/際中/直後がわかるように、音声で把握できること。
- ⑩顔画像を撮影後に何度でも再撮影可能な機能を有すること。
- ⑪顔写真撮影後、彩度、明度、傾き補正を任意で修正可能な機能を有すること。
- ⑫署名用電子証明書、利用者証明用電子証明書希望の有無を選択できる機能を有し、その情報を申請受付事業者 (J-LIS) のサーバーに送信することができる機能を有すること。(15 歳未満、成年被後見人除く)
- ⑬氏名の点字表記希望の有無を選択できる機能を有し、その情報を申請受付事業者 (J-LIS) のサーバーに送信することができる機能を有すること。(点字表記内容は交付申請書に準ずる)
- ⑭申請内容を送信前に顔画像及び署名用電子証明書、利用者証明用電子証明書、氏名の点字表記希望の有無を申請者が容易に確認できる機能を有し、そのデータを任意のプリンターで印刷できる機能を有すること。
- ⑮申請処理開始直前にサーバー認証を行う機能を有し、認証できなければエラーとして画面上に表示させ申請しない機能を有すること。
- ⑯申請内容送信直前にサーバー認証を行う機能を有し、認証できなければエラーとして画面上に表示させ申請しない機能を有すること。

⑰担当者ごとにアカウントおよびパスワードの設定が行える機能を有すること。

⑱過去一週間分の申請完了件数が容易に確認できる機能を有すること。また、当日の申請完了件数はTOP画面で確認できること。

8. 保守業務内容について

(1) サポートセンター

- ・「マイ・アシストサポートセンター」を設置し、問合せに対応すること。
- ・操作説明、故障の問合せ、設置の際の設定等、すべての問合せをサポートセンターにて対応すること。
- ・対応時間は9:00から18:00（土日祝日、夏季休暇、年末年始を除く）とする。

(2) 障害等の対応

- ・保守対象機器はセンドバック保守とする。
- ・障害内容を確認し、代替機の送付が必要と判断された場合は代替機を発送すること。

9. 納品について

納品及び動作確認等は、令和8年(2026年)6月30日までに完了し、令和8年(2026年)7月1日より運用が開始できること。なお、納品日時については、事前に発注者と協議すること。

10. 入札について

賃貸借期間を36月として1月あたりの金額を算定し、入札書には月額を記載すること。ただし、入札書に記載する金額には、消費税相当額及び地方消費税相当額は含まないこと。なお、賃貸借料の中には、ソフトウェア料、技術料、設定料、出張料及び送料などの導入及び設置に係る経費、部品料や点検料など保守に係る経費、賃貸借満了後の機器の回収、リサイクルに係る経費、公租公課並びに動産総合保険料など必要な経費を全て見込むこと。

11. 契約の締結

(1) 契約の締結

賃貸者は、賃借者から落札決定の翌日から7日以内に賃借者との契約書及び契約に必要な書類を提出すること。

(2) 動産総合保険への加入

賃貸者は、契約締結後、必要に応じて自らの負担で、賃借者が賃借する機器を対象とする動産総合保険を締結すること。ただし、加入の有無に関わらず保険の適用で可能な保守は無償で行うこと。

12. 賃貸借料の支払い

- (1) 賃貸者は、賃借者に対し、当該月の賃貸借料の請求を翌日 5 営業日以内に行うものとする。
- (2) 賃借者は、賃貸者の請求を正当と認め、これを受領した日から 30 日以内に当該請求に係る金額を賃貸者に支払うものとする。

13. その他

契約内容の遂行にあたっては、関係法令、条例等のほか、市の服務規程、情報セキュリティ及び環境保全に向けた取り組みを遵守すること。

14. 入札にかかるスケジュール

(1) 現場説明会

令和 8 年（2026 年）4 月 24 日（金）

電子メールをもって指名通知とする。

(2) 質問の受付

令和 8 年（2026 年）5 月 8 日（金）17 時 15 分まで

質問は電子メールで行うこと。

メールアドレス：shiminka@city.toyonaka.osaka.jp

(3) 質問の回答

令和 8 年（2026 年）5 月 13 日（水）17 時 15 分までに、入札辞退届の提出があった事業者を除いたすべての事業者に電子メールで回答する。

(4) 入札

令和 8 年（2026 年）5 月 18 日（月）10 時 00 分から

豊中市役所 第一庁舎 4 階 第一入札室

- ・当日配布の入札書により入札、即時開札を行う。
- ・入札にあたり、入札心得を熟読すること。（市ホームページで閲覧可。）
- ・代理人が入札を行う場合は、委任状が必要。金額は消費税抜き（月額）で記載する。